

令和6年第2回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年2月7日(水)

午前10時00分開会

午前11時00分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室

3. 出席委員(農業委員 13名)

1番 河井 孝之

2番 木浦 紀幸

4番 是佐 恵美子

5番 松井 祥壮

6番 梶原 安行

7番 山田 政則

8番 岩木 國明

9番 古川 憲吾

10番 吉田 雅子

11番 中谷 純子

12番 中田 安義

13番 岡 真由美

14番 岩本 博志

(推進委員 12名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 中山 憲治

推進委員 岡村 昭男

推進委員 中田 進

推進委員 掘田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 田丸 和也

推進委員 安井 多佳子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員(1名)

3番 神鳥 正貴

推進委員 清水 透

5. 議事録署名委員

11番 中谷 純子

12番 中田 安義

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

主 事 原田 ゆみ

(佐伯支所) 次 長 藤本 秀樹

(吉和支所) 主任主事 平井 翔太

(大野支所) 主任主事 奥田 規之

(宮島支所) 主 査 胡 真寿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(利用権貸借)

(2) 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(一括方式)

(3) 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について

(4) 議案第 8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(5) 議案第 9号 非農地証明交付申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
岩本会長	ただいまから、令和 6 年第 2 回廿日市農業委員会総会を開会します。着座にて進めさせていただきます。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名、在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、11 番、中谷委員、12 番、中田委員のご両名をお願いいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページ、位置図は 1 ページになります。 番号 454 番、農地の所在地は、大野字下灘、登記地目は田で、関係者は、議案記載のとおりです。面積は、5 筆の 2, 935 平方メートルで、利用目的は畑で、野菜を栽培する予定です。 期間は、公告日から令和 11 年 3 月 31 日までの、賃貸借の新規設定を行うものです。 地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 454 番について、中田委員さん、お願いいたします。

中田推進委員	大野地区推進委員の中田です。4 5 4 番について説明します。 1 月 1 5 日、山田委員、大野支所と現地確認を行いました。場所は、位置図の 1 ページ、大野字下灘の 5 筆です。現地確認したところ、周辺農地に支障を与える心配もなく、問題ないと思われます。どうぞ審議のほど、よろしくお願いします。
議長	これについて、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。ございませんか。 意見がないようですのでお諮りします。 議案第 5 号について、承認することに異議はございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 5 号について承認することに決定します。 続きまして、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一括方式について、議案としますが、議席番号 1 2 番の中田委員さんが関係する案件のため、中田委員さんには退席をお願いいたします。 ＝ 中田委員 退席 ＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一括方式について、説明させていただきます。 これにつきましては、昨年の 1 2 月総会で審議していただいた、法人よしわに貸し付ける案件の続きになります。もう何件かありますので、次回の総会でも審議していただく予定となっております。 議案書は 5 ページから 1 1 ページ、位置図は 2 ページから 4 ページになります。 1 9 件ありますので、まとめて説明させていただきます。 登記地目は田及び畑で、関係者は議案記載のとおりです。面積は 3 6 筆の 5 万 1 5 1 平方メートルで、利用目的は田及び畑です。期間は、公告日の翌日から令和 1 5 年 1 2 月 3 1 日までで、賃貸借から使用貸借に変更し、新規設定を行うものです。 いずれも、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の一括方式について、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見

	をお伺いします。 2 番から 2 0 番、倉本委員さん、お願いいたします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。これは前回と同じで、使用貸借に変更しましたので、審議ということになっておりますが、今までどおり耕作はしますので、何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。ありませんか。 意見がないようですので、お諮りします。 議案第 6 号について、承認することに異議はございませんか。 《 委員より異議等なし 》
議長	異議なしと認め、議案第 6 号について、承認することに決定します。 それでは、中田委員さん、お席にお戻りください。 ＝ 中田委員 復席 ＝
議長	続きまして、議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案としますが、番号 3 7 6 番については、議席番号 4 番の是佐委員さんが関係する案件のため、番号 3 7 6 番を先に審議をいたします。是佐委員さんの退席をお願いいたします。 ＝ 是佐委員 退席 ＝
議長	事務局からの説明をお願いします。
事務局	議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 3 7 6 番について、説明させていただきます。 議案書は 1 3 ページ、位置図は 5 ページになります。 番号 3 7 6 番、農地の所在は、上平良字末森、登記地目は田です。面積は、1 筆の 4 5 8 平方メートルの申請で、権利の移転理由は、昭和 4 7 年当時、売買契約をされており、今回整理をするため、有償の所有権移転です。 保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 3 7 6 番について、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ３７６番について、登委員さん、お願いいたします。
登推進委員	推進委員の登です。３７６番の説明をいたします。去る１月１７日、事務局２名、是佐委員と中谷委員と私で現地調査を行いました。場所は、山陽自動車道を南へ１００メートルの差がないぐらいのところの位置であります。地図の５ページをご覧ください。農地はきれいに耕作されておりました。譲渡人の父、〇〇さんと譲受人は、昭和４７年１月２８日、農地法第３条の許可を条件として、本物件を売買し、その所有権移転仮登記をしました。以後、耕作は譲受人がしています。 今般、下限面積の要件がなくなり、申請に及んだ次第です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
議長	これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 意見がないようですので、お諮りします。 議案第７号についてのうち、番号３７６番について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第７号についてのうち、番号３７６番について、許可することに決定いたします。 それでは、是佐委員さん、お席にお戻りください。 ＝是佐委員 復席＝
議長	それでは、議案第７号、農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号３番から６番について審議します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第７号、農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号３番から６番について説明させていただきます。 議案書は１４ページから１６ページ、位置図は６ページから９ページになります。 番号３番、農地の所在は津田字下内山、登記地目は田及び畑、山林となっております。面積は１０筆の４，６５７．６１平方メートルの申請で、権利の移転理由は、相続放棄をしましたが、自宅の周りの農地のため、再度耕作するもので、有償の所有権移転です。 次に、番号４番、農地の所在は河津原字上本谷、登記地目は田です。面積は１筆の８００平方メートルの申請で、権利の移

	転理由は、自宅の売却に伴い農地を売却するため、有償の所有権移転です。 後ほど、議案第9号の非農地証明の関連案件が出ております。 次に、番号5番、農地の所在は吉和字中頓原、登記地目は田及び畑です。面積は3筆の1, 607平方メートルの申請で、権利の移転理由は、農業経営を引き継がせるため、使用貸借権の設定です。 次に、番号6番、農地の所在は原字矢ノ崎、中小路、治久保、国実、登記地目は田及び畑です。面積は8筆の3, 315.30平方メートルの申請で、権利の移転理由は、体調不良による自宅の売却に伴い、農地も併せて売却するため、有償の所有権移転です。 いずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしております。 以上で、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号3番から6番について、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 3番、松井委員さん、4番、木浦委員さん、5番、倉本委員さん、6番、岡村委員さんです。 それでは、3番の松井さん、お願いします。
5番委員	5番の松井です。番号3について説明いたします。現地確認を1月19日に、松井推進委員と事務局1名で実施いたしました。地図は6ページです。津田小学校から約300メートルぐらい離れたところに位置しております農地であります。当該申請地につきましては、農地の権利者が死亡後、全ての相続人が相続を放棄したため、令和5年6月27日に相続財産清算人の弁護士が、広島家庭裁判所の選任審判を受けて、債務の清算を行ってまいりました。その後、相続放棄したうちの子供さんが、耕作放棄地にしたくないという思いから売買により取得し、水稻等を栽培したいと申し立てをしております。これによりまして、広島家庭裁判所の審判に基づく相続財産清算人との売買契約が、令和5年の12月22日に許可されたものでございます。 確認当日、シルバー人材センターが草刈りを実施中で、作付準備がなされておりました。これまで管理放棄されていたものが農地として再生されることになりまして、近隣農地との環境も良好になり、問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続きまして、4番を木浦委員さん、よろしくお願いいたします。

2 番委員	2 番、木浦です。番号 4 番について、現地確認の報告をします。1 月 22 日、三田委員、事務局 1 名で現場確認をしました。地図は 7 ページで、下側が県道になります。大体県道から 1 キロぐらい北方向、山手のほうへ入ったところが現場になります。この位置図の赤い印の右側が宅地建物と一緒に処分されるということです。現地は、4 番と網掛けしてありまして畑ですが、休耕状態ということです。畑として耕作されるということで、この宅地建物を買われて、すぐその隣ということがあって、耕作もしやすいのではないかと思います。審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました 5 番について、倉本委員さん、お願いいたします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。5 番についてですが、1 月 17 日、中田委員、岡委員、事務局と私、4 名で現地確認に行きました。 これは、自分が取締をしている会社に貸そうということになっております。会社として農業経営をするために、こういうことにしたそうです。場所は、吉和集落に廿日市方面から入って 300 メートルのところの左に〇〇が建っております。昔からハウスがあったところで、今、〇〇を栽培しております。問題ないので、よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。 6 番について、岡村委員さん、お願いします。
岡村推進委員	原地区推進委員の岡村です。6 番について、ご説明させていただきます。1 月 19 日、中谷委員と私、それから事務局 2 名にて、現地確認を行いました。地図は 9 ページです。場所は、原小学校があるのですが、それから北西へ約 1 キロ行ったところになります。譲受人の〇〇さんという方は、農業を初めてするということです。場所は網掛け部分です。県道 294 号線と書いてある、その下の網掛けの下のところ、家の形があるのですが、そちらの家を購入ということで、その周囲、それから相続した土地を、全部耕作されるということです。現地を確認に行ったときは、この〇〇さんのおじいさんが既に、荒れた土地をきれいに整地されておりました。お父さんとおじいさんがおられて、少しでも耕作をしたいということを聞いておりますので、荒廃した農地が少しでも再生されるということは、喜ばしいと思っております。ほかの周囲の農地も影響はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、この 4 件につきまして、ご意見、ご質問等があれ

	ばお願いいたします。ございませんか。 意見がないようですので、お諮りします。 議案第 7 号についてのうち、番号 3 番から 6 番について、許可することに異議はございませんか。 《 委員より異議等なし 》
議長	異議なしと認め、議案第 7 号についてのうち、番号 3 番から 6 番について、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は 1 7 ページ、位置図は 1 0 ページ、1 1 ページになります。 番号 2 番、農地の所在は上平良字大原の第 2 種農地です。登記地目は田です。面積は、1 筆の 1 5 0 平方メートルの申請です。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。 次に、番号 7 番、農地の所在は原字矢ノ崎の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は、3 筆の 2 1 4 . 4 3 平方メートルの申請です。転用理由は、住宅及び駐車場として利用するための申請です。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 2 番を是佐委員さん、お願いいたします。
4 番委員	4 番の是佐です。2 番について説明します。1 月 1 7 日、登委員、職員 2 名とで現地を確認しました。地図は 1 0 ページです。国道 4 3 3 号線の東側にある土地ですが、既に下の造成工事を施工している事務所があります。この土地を工業用車両の駐車場として使用するため、周りには何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 7 番について、岡村委員さん、お願いします。

岡村推進委員	原地区推進委員の岡村です。7番について、ご説明させていただきます。1月19日に、中谷委員と私、それから事務局2名とで現地確認を行ってまいりました。地図は10ページです。 場所は、先ほどお話ししました原小学校から、今度は南へ約1キロ行った地点になります。この〇〇さんは、おばあちゃんが譲渡人で、譲受人はお孫さんに当たる方です。周囲には、農地はほとんどなく、家が4軒ぐらいありますので、農地的には駐車場、住宅、駐車場にしても問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは、この2件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 中谷委員さん。
中山推進委員	2番ですが、これは、50平米しかないのですか。地図でみると、日当たりもいいような感じですが、これで間違いないのですか。
事務局	この地目、この地番自体がこの面積で、実測するともっと大きいと。
中山推進委員	ここの場所のこの面積には間違いはないですか。
事務局	間違いはないです。
議長	ほかに、ご意見等ございませんか。ございませんか。 意見がないようですので、お諮りします。 議案第8号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第8号について、許可することに決定します。 続きまして、議案第9号、非農地証明交付申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第9号、非農地証明交付申請について、説明させていただきます。 議案書は18ページ、位置図は7ページになります。 現地確認写真の「議案第9号資料①」も併せてご覧ください。 番号14番、農地の所在は河津原字上本谷、登記地目は田です。面積は5筆の1, 885平方メートルの申請です。先ほど

	の 3 条の許可申請の関連案件です。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、現地のほうは、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインに基づきまして、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第 9 号、非農地証明交付申請について、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 1 4 番について、木浦委員さん、お願いします。
2 番委員	2 番、木浦です。番号 1 4 番の非農地証明について、現地の確認の報告をします。1 月 2 2 日、先ほどの 4 番の 3 条申請と同じところ、同じメンバーで現場を確認しました。非農地証明の 1 4 番の場所のすぐ下のところが自宅になります。3 条申請の 4 番の場所からあまり入ってはいないのですが、現地は案内してもらいましたので、しっかり確認が出来まして、山林化していました。赤い網掛けの中に、網掛けがない部分があるのは、元の宅地ということで、申請人の先代の住宅が建っていた土地ということらしいです。古道谷川の左側からこれより奥は、耕地の地番があっても、もうほぼ同じように山林化した状態になって、その奥には、すぐゴルフ場になっているらしいです。現地は、とにかくもう山林に隣接しているので、写真のとおりです。恐らくかなり以前からではないかと思います。元の農地の形態もあんまり分からないぐらいに荒廃しております。非農地証明取って、3 条の譲受人に、宅地建物等と全部を売却をされるのではないかと思いますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。ございませんか。 意見がないようですので、お諮りします。 議案第 9 号について、証明することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 9 号について、証明することに決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告します。 事務局から説明をお願いします。

事務局	報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は１９ページ、位置図は１２ページ、１３ページになります。 いずれも、前所有者が農地転用の手続を行わず、既に宅地、庭並びに駐車場等として利用しておりましたので、てんまつ書が提出されております。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	ほかにございませんか。 ないようですので、報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告を終わります。 報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告します。説明をお願いします。
事務局	報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は２０ページから２２ページ、位置図は１２ページ、１４ページから１８ページになります。 番号３６１番、３６３番、３７２番については、先ほどと同じく、前所有者が農地転用の手続を行わず、既に宅地として利用していたため、顛末書が提出されております。 ３６８番については、農地転用の手続を行わず、既に宅地として利用したため、始末書が提出されております。 ３６９番については、過去に転用届が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	これについて、質疑等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告を終わります。

議長	ほかにございせんか。 特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。 皆様方には、委員の皆さんには慎重にご審議いただき、ありがとうございました。 次回の第3回農業委員会総会は、3月8日（金曜日）午前9時半から、ここ、7階会議室で行います。大変ありがとうございました。
----	--

（閉会 午前11時00分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月8日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（11番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（12番委員） _____